

兵庫教区教務所発 367 号
2023（令和 5）年 12 月 19 日

組長様

兵庫教区教務所長 松本 隆英



「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会 委員任期満了に伴う事務手続きについて（依頼）

今般、標記委員が 2023（令和 5）年 3 月 31 日付任期満了に伴い、次期教区委員会組織にかかる委員選出について事務手続きくださいますよう、下記の通り依頼いたします。

また、別紙の通りメールアドレス登録について奨励賜りますようお願い申しあげます。

記

（1）任 期 2024（令和 6）年 4 月 1 日～2026（令和 8）年 3 月 31 日

※2 会計年度（再任は 2 期 4 年間、但し、下記※の通り特例措置有り）

（2）提出書類 就任承諾書・交通費明細書（別紙）

（3）提出締切 2024（令和 6）年 2 月 29 日必着

（4）教区委員会設置規則

（委員の再任についての特例）

第 4 条の 2 前条の 4 項但書の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教務所長の進達により総長の承認を得て、委員の再任について措置することができるものとする。

（5）送付書類

- ① 教区委員会委員任期満了に伴う事務手続きについて（依頼）
- ② 就任承諾書
- ③ 交通費明細書
- ④ メール登録のお願い

以上

(令和　　) 年　　月　　日

総長 池田行信様

就任承諾書

このたび、2024年度・2025年度「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会委員に就任することを承諾します。

所属寺

教区

組

寺

(住職・衆徒・寺族・門徒)

住所
〒

ふりがな
名前

(印)

(法名) ()

生年月日 年 月 日

【実践運動・新料金】

2024 (令和6) 年

月 日

兵庫教区教務所 御中

組 寺

名 前

印

交通費明細書

	往復料金	内訳	※路線と駅名をご記入ください。
ご自宅 (最寄りの駅・バス停) 	円	~	(電車・バス)
	円	~	(電車・バス)
合 計	円		

《確認事項》

- ・JR・私鉄・路線バス等の公共交通機関の普通運賃及び特急・急行料金をご記入ください。
- ・往復100キロ以上の場合は、特急料金にて算出できます。
- ・駅(バス停)～駅(バス停)の区間ごと、乗り物ごとに分けてご記入ください。
ただし、JR区間での乗り継ぎについては、まとめた金額(特急料金を含む)をご記入ください。
- ・JRのグリーン料金、また指定席料金は支給いたしません。
- ・自家用車を利用される区間についても、公共交通機関の料金に換算のうえご記入ください。
- ・タクシー料金、また駐車料金は支給いたしません。
- ・税務指導に基づきご提出いただきますので、区間ごとの正確な往復料金をご記入ください。
- ・ご記入について不明な点がありましたら教務所へお問い合わせください。

【兵庫教区教務所】

〒650-0011 神戸市中央区下山手通8-1-1

FAX : 078-341-8526 TEL : 078-341-5949

E-mail : hyogo@modan-t.or.jp

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）教区委員様

兵庫教区教務所

メールアドレス登録のお願い

現在、教務所から「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）教区委員並びに兵庫教区研修講師団員の皆様へ様々な書類（案内・資料）を郵送で行っております。

しかし、パソコンをご利用になっている皆様からは、メールで書類を受け取りたいという要望多くきかれるようになりました。理由としては、案内並びに資料を素早く内容を確認でき紛失することがなく整理しやすいため、また研修会等の出欠についても内容の確認と同時に返信できるため効率的な運用が可能となるためです。

さらに、Zoomミーティングを利用したオンライン会議への招待・参加などメールの活用が不可欠となっております。

また、教区といたしますても発送代金の削減・ペーパーレス化の面でもメール利用お勧めいたします。

つきましては、メールは下記の方法にて登録いただきますようお願い申しあげます。

記

1. 送信させていただくもの

- 会議・行事等のご案内・資料
- オンライン会議（Zoom）へのご招待
- 緊急時のご連絡

2. メールアドレス登録の方法

jissenn@modan-t.or.jpへメールを送信（組名・寺号・氏名記入のこと）

※教務所より受信確認の返信を送らせていただきます。

3. 利用内容について

- ①教務所より案内・資料の送付を行います

※書類を添付するため、資料閲覧不可能なアドレスはお控えください。

- ②委員より出欠・報告書の提出に利用いただけます。

4. 利用について

- ①委員としての返信・報告以外での内容でのご利用はお控えください。

- ②教務所に関係する委員など役職者が利用するアドレスであるため、神戸別院に関する内容（法務・納骨所など）での利用はお控えください。

以上